

事務連絡
令和3年3月22日

指定確認検査機関（国土交通大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

建築安全調査室 課長補佐 小川 良典

確認検査業務規程のサンプルの改訂に係る留意事項について

当職より貴殿に対し、令和3年3月11日付で確認検査業務規程サンプル（以下、「サンプル規程」という。）の改訂に係る事務連絡文書を発出したところですが、当該サンプル規程を踏まえ、貴機関が現行の確認検査業務規程（以下、「業務規程」という。）を改訂される際の留意事項を下記のとおり周知しますので、今後、貴機関にて確認検査業務規程変更認可申請を予定等されている場合においては、下記の事項をご確認のうえ手続きを行っていただけますようお願いいたします。

なお、旧サンプル規程のうち、電子申請に係る規定においては、「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（令和3年2月1日付国住指第3661号）（以下、「技術的助言」という。）に則ったものになっております。このため、貴機関として、引き続きこれまでの電子申請の運用を継続される場合には、必ずしも、今回改訂されたサンプル規程に基づき貴機関の業務規程を改訂する必要はない旨申し添えます。

記

- (1)：新サンプル規程第53条第7項において、新たに(1)～(3)の署名の要件が規定されたところだが、貴機関が現行の業務規程を改訂するにあたり、必ずしも上記3つ全ての要件を規定する必要はなく、貴機関が予定している運用に見合った要件のみを規定することで足りる。

例：申請データの取扱いについて、貴機関が「(3)申請データに氏名又は名称を記録する措置」のみをもって電子申請の引受けを予定等している場合には、(1)及び(2)は削除。

なお、貴機関が既に電子申請による引受けを実施している場合において、今後も電子署名及び電子証明書が付された申請データのみをもって電子申請の引受けを継続される場合には、改訂する業務規程に、旧サンプル規程第53条第8項の規定を

継続して定めることは差し支えない旨申し添える。

(2) : 技術的助言において、申請者における署名等の代替措置が示されたことにより、旧サンプル規程第 53 条第 13 項（識別番号を付与して電磁的記録を管理する措置）の規定が削除されたところだが、貴機関において、電子媒体と紙媒体が混在する申請の引受けを継続される場合には、新サンプル規程第 56 条に規定される「確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め」（以下、「別の定め」という。）に当該引受けに係る実施方針等を定めること。なお、上記の別の定めを実施方針等を定める以外の措置として、改訂する業務規程に当該旧規定を継続して定めることは差し支えない旨申し添える。

(3) : 技術的助言において、タイムスタンプによらない電磁的記録の長期保存に係る措置が示されたことにより、旧サンプル規程第 55 条第 4 項～第 8 項（電子署名及び電子証明書が付された電磁的記録にタイムスタンプを付して管理する措置）の規定が削除されたところだが、貴機関において、当該管理を継続される場合には、上記の別の定め、当該管理に係る実施方針等を定めること。なお、上記の別の定めを実施方針等を定める以外の措置として、改訂する業務規程に当該旧規定を継続して定めることは差し支えない旨申し添える。

※改訂する業務規程に当該旧規定を継続して定める場合には、関連する旧規定（例：旧サンプル規程第 2 条第 14 号（用語の定義に規定されるタイムスタンプの表記）についても併せて定めるよう留意すること。）

(4) : 技術的助言において、電子申請に係る秘密の保持に係る措置について要件が緩和されたことにより、旧サンプル規程第 61 条の規定のうち、ISO/IEC27001 に定める情報セキュリティマネジメントシステム体制（以下、「体制」という。）を構築して運用する措置に係る表記のみ削除されたところだが、貴機関において、当該体制を継続して運用される場合には、新サンプル規程第 54 条に規定される「電子情報処理組織による業務の実施の実施方法等に係る措置の別の定め」（以下、「電子情報処理組織による別の定め」という。）に、当該体制の運用に係る実施方針等を定めること。なお、上記の電子情報処理組織による別の定めを実施方針等を定める以外の措置として、改訂する業務規程に上記の削除された表記を継続して当該規定に定めることは差し支えない旨申し添える。

(5) : 旧サンプル規程第 53 条第 2 項に規定されていた電子申請の対象となる建築物等の範囲が削除されたことにより、新サンプル規程においては、原則全ての建築物等が電子申請の引受けの対象となっているところであるが、各機関の確認検査業務の実施体制等の事情により、電子申請によって確認検査が対応できる建築物等の規模が限定される場合は、改訂する業務規程に電子申請で引受け出来る対象建築物等の範囲を限定して定めることは差し支えない旨申し添える。

※上記（１）～（５）の後段において、改訂する業務規程に旧規定を継続して定めることは差し支えない旨申し添えていますが、認可された業務規程を遵守しなければならないことに十分注意してください。